

資料4 用語の解説

あ行

アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。訪問支援。

インクルーシブ教育

障害のある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶ仕組み。

インフォーマルサービス

家族、近隣、ボランティアなどによる制度化されていない支援のことをいう。

か行

基幹相談センター

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことにより、現在の相談支援体制の強化を図ることを目的としている。

具体的な役割としては、総合的な相談や専門的な相談支援を行うほか、支援困難なケースへの対応、地域の相談支援事業所間の調整、障がい者に対する虐待防止や権利擁護、地域移行・地域定着に関して、入所施設や精神科医療機関への働きかけ、地域の受け入れ体制の整備に係るコーディネートなどがある。

権利擁護

疾病や障がいのため、自らの権利や介護、援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある方の人権侵害(虐待や財産侵害など)を防ぐこと。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

子育てサロン

地域の公民館、集会所などを活動拠点として、子育て中の親子同士が身近な地域で気軽に交流し、情報交換ができる場。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする住民に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を大切にした支援を行う相談員。本町には各小学校区に2名・合計8名が配置されている。

さ行

社会福祉協議会

社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、社会福祉法人として中立性・公共性が高く、民間組織として地域福祉活動を行う組織。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。平成28年(2016)4月施行。

小地域福祉ネットワーク活動

字・自治会を単位に地域の住民が主体となって、地域で気になる高齢者や障害者、子育て世帯を見守り、支えあう活動。

情報バリアフリー

ここでは「情報アクセシビリティ」を表している。（アクセシビリティとは、情報システムの利用しやすさを表す言葉。）

アクセシビリティという単語が一般的でないのでより分かりやすい表現とした。

スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が学校や日常生活での悩み(いじめ、不登校、非行、生活困窮)などについて、家族や友人、学校、地域のほか、医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して問題解決に導く支援を行う。

セーフティネット

安全網のこと。社会福祉関係では、障がいや病気、介護、失業等の際にも、生活を損なわずにその安定を図る社会保障などが該当する。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下した方々の財産管理や契約行為等をサポートする制度。本人の状態にあわせて「後見」「保佐」「補助」に分類し、本人を保護する。

成年後見人

成年後見制度において、定められる後見人のうち、親族以外の社会福祉協議会などの福祉機関あるいは弁護士、司法書士などの法律職種等、第三者の後見人のこと。

た行

特定健診

生活習慣病予防のために健康診査・保健指導を行う。40～74 歳の健康保険加入者(被扶養者を含む)を対象に、医療保険者(国保、協会健保、組合健保等)が実施する。

特別支援教育

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒がいるすべての学校で実施される教育。学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症等の発達障がいの子どもたちも対象とし、障がいによる学習や生活上の困難を克服するために、適切な指導や支援を行う。平成 19 年 4 月、学校教育法で位置づけられた。

な行

日常生活自立支援事業

認知症や知的障害等で判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・重要書類等の預かり・保管などの支援を行い、権利擁護を図る事業。

ノーマライゼーション

障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。

は行

バリアフリー

障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味。もともとは、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いが、本計画では、障がい者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的・心理的なすべての障壁(バリア)を除去するという意味で用いている。

避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障害者、難病患者などの災害弱者。2014 年(平成 26) 4 月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の

避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートした。かつては「災害時要援護者」とよばれた。

福祉協力員

福祉協力員は社会福祉協議会会長が委嘱するボランティア(無償)で、民生委員・児童委員とともに、地域で困っている方の相談支援者として活動している。

ファミリーサポートセンター

「子育ての応援をしてほしい人(おねがい会員)」と「子育てのお手伝いできる人(サポート会員)」が会員登録し、相互援助による支えあい・たすけあいを行う会員組織。

プラットフォーム型

列車へ乗り降りする場所を示すことから、最近は「土台・基盤」という意味合いで使用されるようになってきた。様々な人やグループ、企業、団体、機関が、組織や地域等の枠を超えて、参加したいときや必要なとき、それぞれ参画する仕組みをプラットフォーム型という。

ボランティアセンター

ボランティア活動を希望する方を登録し、ニーズにあわせて斡旋するとともに、ボランティア活動の振興をめざした各種養成講座や研修会の実施などに取り組む機関。

ま行

まちづくりサポートセンター

日々の生活の中で支援が必要な方(依頼会員)と支援ができる方(提供会員)が会員登録し、住民相互の支えあい・助けあいの活動を行うための機関。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき各市町村に配置された民間奉仕者(無報酬のボランティア)。住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、また適切な支援やサービスへの「つなぎ役」の役割を果たしている。

わ行

「我が事・丸ごと」の地域づくり

- ・我が事＝隣近所の他人事を「我が事」と思って捉え行動する。
- ・丸ごと＝困りごと等について、縦割りではなく分野を超えて「丸ごと」捉え、総合的な相談や支援を行う。

資料5 第二次南風原町地域福祉推進計画策定方針

第二次南風原町地域福祉推進計画策定方針

(平成30年5月11日 町長決裁)

1. 計画策定の趣旨

現在の福祉的な課題は多様化・重層化する傾向にあります。核家族やひとり暮らしなどの少人数世帯の増加により、家庭における課題解決の力が弱まっているのが現状です。また、個人の生活様式や価値観の多様化に伴い人と人の繋がりが希薄化し、地域の相互扶助機能も低下してきています。このような背景の中、全ての課題に対して行政や町社会福祉協議会を中心とした福祉の枠組みでは課題を解決するのが困難となっています。そこで南風原町では、このような社会の変化に対応していけるよう、高齢者や障がい者など特定の人を福祉の対象として捉えるのではなく、誰もがその人らしく安心して暮らせる福祉社会を将来にわたって構築していくために、町の「地域福祉計画」と町社協の「地域福祉活動計画」を一つにした「第一次南風原町地域福祉推進計画」を平成26年3月に策定しました。

同計画は平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間としているため、平成30年度において見直しを行い「第二次南風原町地域福祉推進計画」を策定します。

2. 法的根拠

(1) 市町村地域福祉計画【社会福祉法第107条】

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五. 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的にその策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉の推進【社会福祉法第4条】

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

3. 計画の位置づけ

「第二次南風原町地域福祉推進計画」は、「第五次南風原町総合計画」を上位計画とし、総合計画における基本構想および基本計画に即した地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示す計画です。

また、高齢者や障がい者、子育て支援や健康づくり及びその他関連する個別計画の施策を、円滑かつ効果的に推進していくための共通基盤の整備や福祉サービスの質的向上、公私協働のシステムづくりなど、福祉の総合化を目指す計画です。そのため、これらの計画との連携を図り、整合性を保ちます。

4. 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間の計画とします。

5. 計画策定の体制

(1) 諮問機関

① 南風原町地域福祉計画策定委員会

町の諮問機関として、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、公募による町民等で組織し、地域福祉推進計画について調査審議を行ないます。

(2) 住民会議

南風原町まちづくり基本条例第24条の規定により、公募等による町民、町職員及び町社会福祉協議会職員など20名程度で構成し、「第二次南風原町地域福祉推進計画」策定に関して、町民の視

点による福祉課題などの解決方法等の検討を行い、その意見を南風原町地域福祉計画策定作業部会で取りまとめます。会議の運営に関しては「南風原町まちづくり住民会議設置要項」を準用し、所管は民生部こども課とします。

(3) 庁内体制

① 南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会

委員長に民生部こども課長、民生部各課長、総務部は総務課長、企画財政課長、教育部は学校教育課長、経済建設部はまちづくり振興課長、南風原町社会福祉協議会は事務局長で組織し、南風原町地域福祉計画素案作成作業部会から上がってきた「第二次南風原町地域福祉推進計画(案)」等を調査検討します。

② 南風原町地域福祉計画素案作成作業部会

部会長に民生部こども課地域福祉班長、南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会の所管課の担当班長及び、南風原町社会福祉協議会は担当係長で組織し、「第二次南風原町地域福祉推進計画(案)」等の作成を行ないます。

6. 策定の手法

「第二次南風原町地域福祉推進計画」に関し、幅広く町民の意見及び職員の提案を反映させるため、南風原町まちづくり基本条例第21条及び第24条の規定により、以下のような手法により計画策定への町民参画及び職員参画に努めます。

(1) 町民アンケート調査／町内在住の20歳～89歳の男女を対象に、3100件を配布し調査を行います。

(2) パブリックコメント／「第二次南風原町地域福祉推進計画(案)」が整った時点で、町ホームページに公開し、一定期間を設けて町民意見を聞く機会を設けます。

(3) 第一次南風原町地域福祉推進計画評価委員会／毎年開催している評価委員会からも意見を求めます。

(4) その他／町のホームページにおいて策定経過等を公開し、町民等からの意見を求める機会を作ります。

資料6 南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例

平成25年3月28日条例第6号

南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく、南風原町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、南風原町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 公募による町民
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画が策定されるまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議へ出席させ、意見等を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に作業部会を置き、委員長の指示により次の業務を行うことができる。

(1) 第2条に規定する審議事項の調査に関すること。

(2) 委員会に提出する原案作成に関すること。

(守秘義務)

第8条 委員会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、民生部こども課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料 7 南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会設置要綱

平成 30 年 5 月 22 日要綱第 15 号

南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会設置要綱

(設置目的)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づき、地域福祉に関する事項を一体的に進めることを目的に策定する南風原町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の素案を作成するため、南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 南風原町地域福祉計画策定委員会に諮問する南風原町地域福祉計画素案の作成に関する事項
- (2) その他、南風原町地域福祉計画素案の作成に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、別表第 1 のとおりとし、町長が委嘱又は任命する。

- 2 委員会の委員長は民生部こども課長、副委員長は民生部保健福祉課長とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 1 条の目的を達成したときまでとする。

(委員会の会議)

第 5 条 委員長は会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(作業部会)

第 6 条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に南風原町地域福祉計画素案作成作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、地域福祉計画に係る専門的な事項を調査研究する。
- 3 作業部会の委員は、別表第 2 のとおりとし町長が委嘱又は任命する。
- 4 作業部会の部会長は民生部地域福祉班長、副部会長は民生部保健福祉課高齢者福祉班長とする。
- 5 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長は会議の議長となる。
- 8 部会長は、作業部会における調査研究、審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会及び作業部会に関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、民生部こども課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

1	民生部 こども課長
2	民生部 保健福祉課長
3	民生部 国保年金課長
4	総務部 総務課長
5	総務部 企画財政課長
6	教育委員会 学校教育課長
7	経済建設部 まちづくり振興課長
8	南風原町社会福祉協議会 事務局長

別表第2 (第6条関係)

1	民生部 こども課 地域福祉班長
2	民生部 こども課 子育て支援班長
3	民生部 保健福祉課 高齢者福祉班長
4	民生部 保健福祉課 障がい者福祉班長
5	民生部 保健福祉課 健康づくり統括班長
6	民生部 国保年金課 保険税班長
7	総務部 総務課 庶務班長
8	経済建設部 まちづくり振興課 計画・建築班長
9	教育委員会 学校教育課 学務班長
10	南風原町社会福祉協議会 福祉サービス支援班長

資料 8 第二次地域福祉推進計画策定委員会名簿（平成 30 年度）

任 期：平成 30 年 9 月 12 日～第二次南風原町域福祉推進計画が策定されるまで

	氏 名	構成組織	所属団体	備 考
1	神里 博武	学識経験者	かみざと社会福祉研究所	評価委員と兼任
2	翁長 彰	福祉関係者	南風原町社会福祉協議会	評価委員と兼任
3	松堂 厚雄	福祉関係者	南風原町老人クラブ連合会	評価委員と兼任
4	大城 正治	〃	南風原町民生委員・児童委員連合会	評価委員と兼任
5	大城 昌信	〃	南風原町法人保育園連絡協議会	
6	金城 則文	〃	南風原町身体障害者福祉会	評価委員と兼任
7	新垣 奈々	公募		
8	中本 和代	〃		
9	荻堂 勉	町長が必要と認める者	南風原町区長会	評価委員と兼任

資料 9 南風原町地域福祉計画素案作成検討委員会名簿

	氏 名	所属団体	備 考
1	前城 充	民生部 こども課長	委員長
2	大城 美恵子	民生部 保健福祉課長	副委員長
3	町田 美貴	民生部 国保年金課長	
4	儀間 博嗣	総務部 総務課長	
5	与那嶺 秀勝	総務部 企画財政課長	
6	野原 学	教育委員会 学校教育課長	
7	金城 政光	経済建設部 まちづくり振興課長	
8	島袋 康史	南風原町社会福祉協議会 事務局長	

資料 10 南風原町地域福祉計画素案作成作業部会名簿

	氏 名	所属団体	備 考
1	平田 かおり	民生部 こども課 地域福祉班長	部会長
2	渡久地 正貴	民生部 こども課 子育て支援班長	
3	仲村 るみ子	民生部 保健福祉課 高齢者福祉班長	副部会長
4	金城 昭彦	民生部 保健福祉課 障がい者福祉班長	
5	真謝 雅代	民生部 保健福祉課 健康づくり統括班長	
6	高良 星一郎	民生部 国保年金課 保険税班長	
7	桃原 忍	総務部 総務課 庶務班長	
8	野原 義幸	経済建設部 まちづくり振興課 計画・建築班長	
9	宮城 あゆみ	教育委員会 学校教育課 学務班長	
10	桃原 徹貞	南風原町社会福祉協議会 福祉サービス支援班長	

南風原町役場収受 こども課	
第	号
30.9.12	
処理期限 . .	
分類記号	保存年限



南 こ 第 1150 号
平成 30 年 9 月 12 日

南風原町地域福祉計画策定委員会
委員長 神里博武 殿

南風原町長 赤 嶺 正 之



南風原町地域福祉計画の策定について（諮問）

南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例第 2 条により、貴委員会に意見を求めます。

記

答申希望期日／平成 30 年 11 月初旬

（説明）

急激に変化する社会情勢の中で、複雑多様化する福祉ニーズに対して地域住民の参加と合意形成を得ながら地域の実情に応じた社会福祉を社会全体で担う仕組みを構築していくことが必要になっています。

本町は第五次南風原町総合計画において『ともにつくる黄金南風の平和郷』を将来像に掲げ、だれもが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせる社会を実現するため、「ちむぐくるでつくる福祉と健康のまち」づくりを目指しています。また、社会福祉法には、地域社会を基盤とした地域福祉の推進に関する規定が設けられ、同法 107 条において、市町村での地域福祉計画策定が規定されています。

それを受け、本町では町社会福祉協議会と連携して平成 26 年 3 月に、町の計画である「南風原町地域福祉計画」と、町社協の計画である「南風原町地域福祉活動計画」を併せて、『第一次南風原町地域福祉推進計画』を策定し、「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を推進してきました。

今回、同計画が 5 年目を迎えることから、第一次計画で達成できなかったこと、さらに新たに生じた課題などを整理し『第二次南風原町地域福祉推進計画案』としてとりまとめましたので、委員の皆さま方に慎重な審議をお願いいたします。

南風原町役場収受 こども課	
第	2 号
30.9.12	
処理期限 . .	
分類記号	保存年限



南 社 協 第 3 9 6 号
平成 3 0 年 9 月 1 2 日

南風原町地域福祉活動計画

策定委員会 委員長 殿

神里博光

社会福祉法人

南風原町社会福祉協議会

会 長 前 川 義 美



第五次南風原町地域福祉活動計画の策定について（諮問）

地域福祉を取り巻く環境は、少子・高齢社会、単身世帯の増加をはじめ、住民相互のつながり・絆の希薄化による社会的孤立、虐待、生活困窮者の増加など、福祉課題は複雑・多様化し深刻化している状況があります。そのようななか、地域福祉の重要性はますます高まっています。

南風原町社会福祉協議会においては、住民はじめ社協や行政、関係機関団体の協働による福祉のまちづくりを目指し、平成 2 6 年度に南風原町地域福祉計画と一体となった「第四次南風原町地域福祉活動計画」を策定し、各種事業・活動を推進してきました。

ついては、第四次計画における事業・活動の評価と進捗状況を確認するとともに、南風原町におけるこれからの地域福祉のあり方を調査・研究し、「第五次南風原町地域福祉活動計画」の策定について諮問します。

平成 30 年 11 月 19 日

南風原町長 赤嶺正之 殿

社会福祉法人 南風原町社会福祉協議会
会長 前川義美 殿

南風原町地域福祉推進計画策定委員会
委員長 神里 博武

南風原町地域福祉推進計画の策定について（答申）

平成 30 年 9 月 12 日付、南こ第 1150 号(南社協第 396 号)で諮問のありましたみだしの件につきまして、本策定委員会で慎重に審議を重ねた結果、「第二次南風原町地域福祉推進計画」としてまとめましたので、別紙意見書を添えて答申します。

記

「第二次南風原町地域福祉推進計画（ちむぐくるプラン）」は、次の 4 章で構成し、その内容は別添資料のとおりとします。

- 第 1 章 計画の策定にあたって
- 第 2 章 計画の基本的な考え方
- 第 3 章 第二次計画の取り組み
- 第 4 章 計画の推進のために

（別紙）

- ・意見書

（添付資料）

- ・「第二次南風原町地域福祉推進計画（ちむぐくるプラン）」

意見書

「第二次南風原町地域福祉推進計画（ちむぐくるプラン）」の推進にあたっては、下記の意見に十分に配慮し「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」の実現に向けて、関係機関等とも連携を密にし、事業・活動の着実な推進を図るよう要望します。

1 本計画を推進するにあたり、住民をはじめ、地域の関係機関・団体、サービス事業者等が地域福祉を担う主体として互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画の推進を図ることが重要です。そのために、住民をはじめ関係機関等が連携しやすいよう、計画期間中に学びの場を数多く設け、気づき合いを促し、さらに住民同士のネットワークを構築しながら、課題解決に向けた住民の取り組みを支援すること。

2 本計画の進行管理及び住民の福祉ニーズに即した事業・活動の推進を図るため、前計画同様に評価委員会を開催すること。

資料 13 第二次南風原町地域福祉推進計画策定の経過

現況整理・アンケート調査	住民会議	検討委員会・作業部会	策定委員会
平成 30 年 6 月 28 日(木)～ 7 月 18 日(水) 住民アンケート調査実施	平成 30 年 6 月 7 日(木) 第 1 回住民会議 ・計画策定の説明と流れ 平成 30 年 6 月 20 日(水) 第 2 回住民会議 ・民生委員と地域福祉 平成 30 年 7 月 12 日(木) 第 3 回住民会議 ・字・自治会の活動 平成 30 年 7 月 26 日(木) 第 4 回住民会議 ・安心生活と権利擁護 平成 30 年 8 月 16 日(木) 第 5 回住民会議 ・福祉教育とボランティア推進 平成 30 年 8 月 20 日(月) 第 6 回住民会議 ・特別講演 平成 30 年 8 月 29 日(水) 第 7 回住民会議 ・障がい者の雇用と社会参加	平成 30 年 5 月 25 日(金) 第 1 回検討委員会 ・計画策定について 平成 30 年 6 月 8 日(金) 第 1 回作業部会 ・計画策定について 平成 30 年 8 月 6 日(月) 第 2 回作業部会 ・第二次計画取り組み案 平成 30 年 8 月 15 日(水) 第 3 回作業部会 ・計画策定について ・若年妊婦、産後うつ of 事業について 平成 30 年 8 月 28 日(火) 第 4 回作業部会 ・第二次計画の施策案について	
平成 30 年 9 月上旬～中旬 自治会・民生委員の声の把握 (小アンケート)	平成 30 年 9 月 6 日(木) 第 8 回住民会議 ・子どもの孤立と居場所	平成 30 年 9 月 5 日(水) 第 2 回検討委員会 ・第二次計画の基本的な考え方、施策提案 ・施策検討資料	平成 30 年 9 月 12 日(水) 第 1 回策定委員会 ・諮問 ・計画の策定について
平成 30 年 9 月 3 日(月) 区長ヒアリング	平成 30 年 9 月 20 日(木) 第 9 回住民会議 ・小学生からの性教育		平成 30 年 9 月 26 日(水) 第 2 回策定委員会 ・施策案(基本目標 1)
	平成 30 年 9 月 23 日(日) 第 10 回住民会議 ・講演会(社協開催)		
	平成 30 年 10 月 12 日(金) 第 11 回住民会議 ・特別講演		平成 30 年 10 月 19 日(金) 第 3 回策定委員会 ・施策案(基本目標 2・3)
			平成 30 年 10 月 30 日(火) 第 4 回策定委員会 ・地域福祉イメージ図について意見 ・素案の審議
	平成 30 年 11 月 7 日(水)～ 11 月 12 日(月) パブリックコメント実施	平成 30 年 11 月 7 日(水) 第 3 回検討委員会 ・素案の検討	平成 30 年 11 月 19 日(月) 答申

ちむぐくるプラン

第二次南風原町地域福祉推進計画
(第二次南風原町地域福祉計画・第五次南風原町地域福祉活動計画)

平成 31 年 3 月 発行

発行：南風原町 民生部 こども課
〒901-1195
沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地
TEL 098-889-7028

